

公表対象随意契約一覧

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
内視鏡モニター (4Kモニター) 1台	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約・購入管理課	平成31年3月4日	株式会社イノメディックス 東京都文京区小石川4-17-15	1,188,000円	予定価格が160万円を超えないことから、日本赤十字社会計規則第36条第4項の規定に基づき、見積り競争による随意契約とするものであること。	
ガス流量テスト 1台	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約・購入管理課	平成31年3月26日	株式会社ウイルケア 東京都台東区台東2-31-3	1,338,660円	予定価格が160万円を超えないことから、日本赤十字社会計規則第36条第4項の規定に基づき、見積り競争による随意契約とするものであること。	
iPad Pro 64GB iPad 32GB	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約・購入管理課	平成31年1月18日	株式会社 日興商会 東京都品川区大崎5丁目3-6	2,975,940円	仕様等の条件を満たし、希望の納期に対応可能な業者を選定したことから、日本赤十字社会計規則第36条第3項の緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため、随意契約とするものであること。	
心電図モニタリングセット 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約・購入管理課	平成31年3月11日	株式会社ノルメカエイシア 東京都台東区浅草橋3-19-3	1,438,560円	予定価格が160万円を超えないことから、日本赤十字社会計規則第36条第4項の規定に基づき、見積り競争による随意契約とするものであること。	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。

公表対象随意契約一覧

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	その他必要な事項(備考)
ポータブル血液分析器 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約・購入管理課	平成31年3月12日	株式会社イノメディックス 東京都文京区小石川4-17-15	1,041,660円	予定価格が160万円を超えないことから、日本赤十字社会計規則第36条第4項の規定に基づき、見積り競争による随意契約とするものであること。	
搬送用心電図モニタ 1式	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約・購入管理課	平成31年3月12日	株式会社イノメディックス 東京都文京区小石川4-17-15	1,092,000円	予定価格が160万円を超えないことから、日本赤十字社会計規則第36条第4項の規定に基づき、見積り競争による随意契約とするものであること。	
公用車 1台	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約・購入管理課	平成31年3月18日	神奈川県トヨタ自動車 希望ヶ丘店 横浜市旭区東希望ヶ丘11-1	5,070,768円	現在、保有車に不具合が頻発して発生していることから、緊急に更新の必要があるため、日本赤十字社会計規則第36条第3項の契約の性質又は目的が競争を許さない、緊急の必要により競争に付することができない場合に該当するため、随意契約とするものであること。	
安全キャビネット 1台	東京都渋谷区広尾4-1-22 日本赤十字社医療センター 契約・購入管理課	平成31年3月26日	日本エアーテック株式会社 東京都台東区入谷1-14-9	1,584,360円	予定価格が160万円を超えないことから、日本赤十字社会計規則第36条第4項の規定に基づき、見積り競争による随意契約とするものであること。	

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えること、その他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的な理由を簡潔に記載する。